

令和8年度 瀬戸内市立邑久中学校 部活動に関する活動方針

1 活動趣旨

- (1) 生涯にわたって運動や文化芸術等の活動に親しむ基礎を形成するとともに、活動を通して学習意欲の向上や責任感、連帯感等を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動を通して、協調性やコミュニケーション能力などを育むとともに、自己形成の場とする。

2 部活動の種類について

(1) 運動部

野球部・サッカー部・陸上競技部・ソフトテニス部・バドミントン部・卓球部・剣道部
バスケットボール部・バレーボール部 ※ 剣道部はR9年度よりクラブチームへ移行する。

(2) 文化部

吹奏楽部・美術部・茶華道部・ペンパル部

(3) 部の削減について(詳細は邑久中学校部活動規約を参照)

本校では生徒数の減少に伴い毎年部活動の見直しを行っている。上記の部については、現在入部している部員が引退するまでの活動は保障しているが、今後も生徒数、教員数、活動状況などを総合的に判断して、さらに部の編成を検討しなければならないものと思われる。

3 部活動に関する基本的な考え方について

- ・ 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- ・ 生徒の健全な心と体力の育成に資する。
- ・ 勝利至上主義や行き過ぎた指導とならないよう留意する。
- ・ セクハラやパワハラなど、コンプライアンス違反とならないよう留意する。
- ・ 毎月の練習計画を事前に生徒・保護者に周知し、有意義で無理のない活動に努める。

4 平日の午後部について

- ・ 年間を通じて、最終下校時刻(校門を出る時間)は17時とする。(R7年度より)
- ・ 原則、水曜日は、部活動のない日とする。
- ・ ただし、総体前(県秋季大会は除く)および、吹奏楽コンクール、美術部の行事前準備による延刻を2週間前から認める。(17時30分まで) また、大会直前水曜日の部活動も認める。延刻をする場合は、「最終下校時刻後の部活動について」(様式2)を保護者に配付し、希望者を対象として活動する。
- ・ 定期考査前(中間・期末・学年末考査の1週間前)は部活動を休止する。
- ・ 活動中は顧問が監督し、練習内容・メニューを指示して指導する。
- ・ 十分なウォーミングアップを行い、ケガのないよう留意する。
- ・ 顧問が活動につくことができない場合は活動を行わない。練習最後のミーティング等には出るようにする。

5 土・日・祝日の部活動について

- ・ 土日の部活動は原則どちらか1日を休養日とする。(やむを得ず2日間とも部活動を実施した場合は、水曜日以外の平日から1日休養日を設ける。)
- ・ 学校休業日の練習時間は3時間程度とする。
- ・ 3連休等に全日練習することは避け、休養日を必ず1日設けるようにする。
- ・ 生徒・教職員の過度な負担とならないよう計画的に実施する。

6 長期の休業中(月～金)の部活動について

- ・ 長期休業中は、終日練習を連続することは避け、週2日休養日を設けることとする。
- ・ 以下の期間は家庭に返す期間とする。

お盆休み……閉庁日を含む連続5日間以上 年末・年始休業……閉庁日

- ・ 長期休業中の休養日設定は、学期中に準じる。
- ・ 夏季休業日の練習試合は、自校で3日、他校で3日以内とする。
他の長期休業日の練習試合は、自校で2日、他校で2日以内とする。
事前に管理職に相談をし、校長の許可を得る。なお他校での試合は、出張扱いとなる。

7 服装・用具について

- (1) 運動部の服装は、体操服かユニフォームなど各部で許可しているものとする。
- (2) 部活動で使用する特別な服装・用具は、課外活動のみ使用可とし、登校、授業等では使用させない。ただし、休日のときには活動時の服装で登校してもよい。また、11月から3月までの登下校時はウインドブレーカーの防寒着を着用してよい。
- (3) 個人で購入している衣服や用具は、各自で保管する。体育館、更衣室、下足箱等には置かない。ただし、屋外の部活動については、クラブハウスで保管すること。また、活動には、黒カバン等の全ての荷物を活動場所に持って行き、活動場所で管理する。(更衣室、駐輪場、下足箱等に置いて活動しない。)

8 大会・試合の種類について

- (1) 公式戦(備前東地区大会・県総体・県秋季大会・県駅伝大会・県吹奏楽コンクール・県吹奏楽祭・アンサンブルコンテスト)
- (2) 合同練習会、審判講習会(中体連主催)
- (3) 協会や連盟主催大会および社会体育関係の試合(ジュニアユース等)
- (4) 招待試合・遠征・練習試合

9 対外試合の参加何いについて(起案)

- ・ 上記8に参加する場合には、7日前までに「対外試合等活動について(何い)」(様式1)に必要事項を記入し、起案をあげて校長の許可を得る。
- ・ 県外での招待試合、県外への遠征、宿泊を伴う試合、合宿等への参加は、事前に管理職の判断をあおぐ。(3週間前)
- ・ 県外での招待試合や遠征、宿泊を伴う招待試合や練習試合、合宿等は計画的に行うとともに、終了後は速やかに管理職に報告する。
- ・ 例年参加しているから参加という考え方は、適当でない。(参加することの意義や価値があるか、引率の有無の検討をする。)
- ・ 県外大会へ参加は、年間3回以内とする。※中体連主催大会は除く。

10 参加の仕方(バス・交通機関等)について

- ・ 練習試合等で保護者が部員を送迎する場合は、日本スポーツ振興センターの対象とはならない。(場合によっては部活動保険で補償されるケースもあるが、補償内容等に関する詳細は部活動保険ホクシンに確認が必要。)
- ・ 県内の公式戦については、基本的に公共交通機関を利用する。ただし、保護者引率を依頼することもある。その場合は事前に保護者の了承を得ておく。
- ・ 県外の公式戦・招待試合・練習試合の場合も、公共の交通機関を利用する。

11 参加マナーについて

- ・ 対外試合参加については、往復途上の交通安全はもちろん、交通ルールやマナーを守って参加するよう指導する。
- ・ 対外試合においては、スポーツマンとしてはもちろんのこと、邑久中学校の生徒として恥ずかしくないような態度で試合に臨むよう指導する。

12 合宿について

- ・ 合宿(県内外)は年間3回以内とする。ただし2泊以内とする。
- ・ 合宿場所として学校を使用してはいけない。宿泊場所は公共の宿泊施設を使用する。

13 危機管理体制について(万が一の事故等の対応)

- ・ 欠席状況や保護者の連絡先を把握しておく。
- ・ 会場付近の病院把握。(当番医など) 救急搬送の判断は管理職と相談→保護者との連携

14 危機管理対応について(万が一の事故等の対応)

- ・ 日本スポーツ振興センター
- ・ 部活動保険
- ・ 参加期間中の任意の保険(旅行保険等)
- ・ その他

15 参加費について

- ・ 中体連主催大会の参加費は、生徒会会計より支出する。
- ・ 協会や連盟等が主催する大会の大会参加費については、個人負担とする。ただし、管理職と相談し、バス代の端数などを各部の部費から支出することがある。
- ・ 中体連主催大会参加に伴う交通費は、市が3分の1負担し、個人が3分の2を負担する。
- ・ 顧問は、バスの必要がある場合には、バス予約と同時に見積書を送付してもらう。
- ・ 大会後、費用の3分の1の請求書を送付してもらい事務室に提出する。
「瀬戸内市長(〇〇中学校)・瀬戸内市長(〇〇中学校〇〇部)」
- ・ JRを利用する場合は、団体割引乗車券(8名以上)を利用するなど、保護者の経費軽減に努める。
- ・ 団体乗車券や少人数でJRを利用する場合は、領収書と参加した生徒名簿を事務へ提出する。
- ・ 練習試合の経費等は個人負担とする。

16 生徒会・PTAからの支払いについて

- ・ 原則、PTAからの支出はしない。
- ・ 県総体・県秋季大会・県駅伝大会・中国大会・全国大会のチーム参加費は生徒会会計から支出する。
- ・ 協会や連盟等のチーム登録費や個人登録費は自己負担とする。

17 部費の扱いについて

- ・ 原則、部費の徴収は認めない。ただし、管理職が認めた場合に限り、通帳管理の方法で部費を徴収することができる。
- ・ 会計簿を適切につけ、学期1回、管理職・保護者の監査を受ける。
- ・ 毎年度、会計報告を管理職と保護者に報告する。

18 部活動保護者会(年間計画に位置づける)

- ・ 各部活動ごとに、4月～5月に1回目を開催し、必要に応じて随時開催する。

19 その他

- (1) やむを得ず貴重品を持ってきた場合は、部活動開始前に顧問に預ける。
 - (2) 登下校途中の飲食や寄り道はしない。
 - (3) 活動後は、使用場所の清掃・整備・点検に努める。
 - (4) 休日は、顧問が来てから、活動場所のカギを渡す。
 - (5) 活動後は活動場所や部室の施錠をきちんと行う。
体育館は曜日ごとに部活動の施錠担当を決め、責任をもって施錠する。
 - (6) クラブハウスは、別紙の「クラブハウスの使い方」を遵守する。
 - (7) 各部で石灰を使用する際に、在庫が3袋以下なら、必ず体育科に報告をする。
また、公式戦で使用する場合は大会運営費から購入して使用分を補填する。
 - (8) 顧問は、活動における安全対策・安全指導、気象急変時(雷等)の安全確保などを徹底する。
特に夏季活動中における熱中症事故防止に万全を期す。
(練習中は1時間に1回(15分程度)、下校前15分程度、冷房のきいた部屋で体を冷やす時間を確保する。)
 - (9) 部活動顧問者を年度当初および学期に1度程度開き、顧問者間の共通理解を図る。
 - (10) 部活動保護者会を年度当初および必要に応じて実施する。
- (11) 部活動担当は、各部の年間活動計画・毎月の活動計画および活動実績をまとめる。
前月には、毎月の練習予定表を管理職(教頭)に提出する。

20 感染症拡大抑制に伴う対応(管理職から指示があった場合に適用)

- (1) 休日の活動前に、体調確認カードを使って当日の健康状態と検温結果を確認する。体調確認カード忘れ等の生徒は、顧問が検温・症状の有無を確認し、参加の可否を判断する。
- (2) 活動場所の屋内外を問わず、活動前及び活動後の手洗い・うがいを必ず行い、感染予防に努める。
- (3) 活動中については、密を避け、ソーシャルディスタンスを確保して活動を行う。屋内での活動については必ず換気を行う。
- (4) 活動中のマスク着用は個人の判断とする。
- (5) 対外試合等の参加については、管理職に相談し、慎重に判断する。
- (6) 大会等へ参加する場合は、主催者が策定したガイドラインを遵守する。

【参考】

「瀬戸内市 運動部活動の在り方に関する方針(平成31年1月)」

「瀬戸内市 文化部活動の在り方に関する方針(令和2年3月)」



別紙

クラブハウスの使い方

瀬戸内市立邑久中学校

項目	内容
使用目的	<ul style="list-style-type: none"> 着替えや荷物(黒カバン、ナップサック)、部活動で使用する衣服やラケット、シューズ等の個人用具の管理。
使用者	<ul style="list-style-type: none"> 該当の部活動(男女陸上、野球、サッカー、男女ソフトテニス)に所属しており、顧問の許可を得た部員のみ使用できる。
戸締まり	<ul style="list-style-type: none"> 基本は各部で2人1組の当番制で行う。 部室については、活動中以外は施錠しておく。
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> 部活動を行っている時間に使用する。 活動日の7時50分～8時10分を目安に、クラブハウス内に荷物を入れておくこと。ただし、8時15分以降はクラブハウスを閉める。
美化	<ul style="list-style-type: none"> 整理整頓やロッカー・靴箱の定期的な清掃を心がける。 →1週間に1回、休日練習の時に清掃を行うのが望ましい。 トイレ掃除は各部で交代しながら、1週間に2回行う。 トイレトイレットペーパーは各部室に1つ常備しておく。
その他	<ul style="list-style-type: none"> クラブハウス使用時は常に窓を開けて換気を行う。 クラブハウス内は、換気をきちんと行えば、水分補給は行って良い。 クラブハウス内は土足禁止とし、各部員は入室時には入口前の靴箱に靴を入れる。また、トイレ使用時には、シューズ・スパイクを脱いで、トイレ専用スリッパを使用する。 部活動で使用する衣服やシューズ等はクラブハウスに置き、教室に持ち込まない。 クラブハウスに、学習用品、体操服等の置き忘れをしないよう注意する。

★ 各部活動のクラブハウスの使用場所は下図の場所とする。

北				南			
野 球	サッカー	陸上競技 (男子)	ソフト テニス (男子)	男子 トイレ 	女子 トイレ 	陸上競技 (女子)	ソフト テニス (女子)